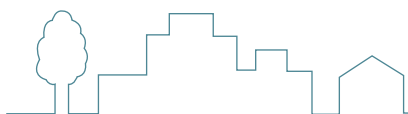


## 第 2 章

---

# 部門別計画





# 第1節

---

将来を展望した広域的な都市づくりを  
推進し、快適でゆとりのあるまちづくり

---



## 現状と課題

- 本市の市街化区域<sup>1</sup>は、昭和46年3月の区域区分(線引き)以後、土地区画整理事業等の市街地整備により面積を拡大し、平成24年4月1日現在で3,290ha(市域全体の約26.8%)となっています。一方、市街化調整区域<sup>2</sup>は、9,009ha(同約73.2%)となっており、市街化区域と市街化調整区域の均衡ある土地利用を図ってきました。
- 土地利用については、それぞれの地域特性を活かした土地利用の形成を図る必要があります。このため、豊かな自然や恵まれた資源、史跡、文化財を保全しながら、観光・業務地、工業、流通業務地の適切な配置を図るなど地域の特性に応じて合理的な土地利用を実現する必要があります。
- 地区の特性に合わせた良好な居住空間の確保と土地利用の誘導を目的とした地区計画は、平成24年4月1日現在で10地区において指定しており、環境に配慮したゆとりのある市街地の形成に努めています。
- 水郷筑波国定公園周辺の霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境は本市の資源であり、その保全・活用を図るとともに、その魅力を十分に引き出していくことが重要です。
- 少子高齢化社会や成熟した都市型社会にあつては、都市の既存ストックを有効活用しつつ、多様な都市機能が集積された、効率的で持続可能な都市の形成が重要です。
- 質の高いコンパクトな都市づくり<sup>3</sup>を推進し、中心市街地の魅力と活力をさらに向上させる必要があります。
- 自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を保つため、市街化区域と市街化調整区域の適時適切な見直しを図るとともに秩序ある土地利用の推進が課題です。
- 地籍調査は昭和33年から事業を開始し、平成23年度末で約90%の進捗率となっていますが、今後の調査区域は、公図混乱地区<sup>4</sup>や登記簿閉鎖地区などがあり、多くの事前調査や地元協議・法務局との調整に今まで以上の時間が必要になります。

<sup>1</sup> 市街化区域 市街地として積極的に開発、整備する区域のことで、すでに市街地となっている区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を行う区域のこと。

<sup>2</sup> 市街化調整区域 市街化が抑制される区域のことで、原則として用途地域を定めず、宅地造成などの開発ができない。

<sup>3</sup> 質の高いコンパクトな都市づくり=コンパクトシティ 中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めた都市形態、あるいはそうした形態を目指した都市計画の総称。

<sup>4</sup> 公図混乱地区 登記所に備え付けの地図と現地の各筆の位置、形状が著しく異なっている地域のこと。

## ■用途地域指定の状況

(平成24年1月1日現在)

区 分	面積 (h a)	比率 (%)	区 分	面積 (h a)	比率 (%)
第1種低層住居専用地域	722	21.9	準住居地域	188	5.7
第2種低層住居専用地域	550	16.7	近隣商業地域	138	4.2
第1種中高層住居専用地域	170	5.2	商業地域	151	4.6
第2種中高層住居専用地域	133	4.0	準工業地域	294	8.9
第1種住居地域	500	15.2	工業地域	90	2.7
第2種住居地域	78	2.4	工業専用地域	276	8.4

資料：都市計画課

## ■区域区分の変遷

(単位：ha)

	市街化区域	市街化調整区域	合 計	備 考
昭和46年3月	2,970	9,380	12,350	区域区分決定
昭和52年8月	3,019	9,331	12,350	第1回定期見直し
昭和56年3月	3,022	9,331	12,353	行政界変更
昭和60年1月	3,075	9,278	12,353	第2回定期見直し
昭和63年9月	3,075	9,279	12,354	行政界変更
平成元年5月	3,175	9,179	12,354	随時変更
平成2年3月	3,217	9,137	12,354	随時変更
平成4年6月	3,214	9,140	12,354	第3回定期見直し
平成7年5月	3,235	9,119	12,354	随時変更
平成21年3月	3,235	9,064	12,299	霞ヶ浦湖面境界確定
平成23年8月	3,290	9,009	12,299	第6回定期見直し

資料：都市計画課

## ■地区計画の指定状況

(平成24年4月1日現在)

名 称	最終決定年月日	位 置	面積 (h a)
木田余地区	平成17.3.25	木田余東台一丁目～五丁目の各全部及び手野町の一部 (木田余土地区画整理事業の施行区域)	70.8
永国地区	平成6.10.25	永国台地内	12.1
田村・沖宿地区	平成17.3.25	おおつ野一丁目～八丁目の各全部 (田村・沖宿土地区画整理事業の施行区域)	99.5
土浦北工業団地	平成6.10.25	大字今泉及び大字小山崎の各一部	41.7
瀧田地区	平成10.10.14	字新川及び大字大岩田字瀧田の各一部	20.6
烏山一・二丁目地区	平成16.2.13	烏山一丁目及び烏山二丁目の各一部	31.0
真鍋新町地区	平成17.3.25	真鍋新町の一部	13.7
上高津団地	平成22.9.27	上高津新町の一部	5.0
東筑波新治工業団地	平成23.8.22	本郷及び沢辺の各一部	35.3
高津地区	平成23.8.22	上高津及び下高津四丁目の各一部	16.0

資料：都市計画課

## 施策の体系

市民参加による適正な  
土地利用の誘導

- (1) 適正な土地利用の誘導
- (2) コンパクトなまちづくりの推進
- (3) 地籍調査の推進

## 施策の内容

### (1) 適正な土地利用の誘導

都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行います。また、良好な住環境の実現を図るなど地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、地域住民とともに地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導します。

自然的土地利用については、農業振興地域整備法など関連法規の適正な運用を図り、優良農地としての農用地<sup>5</sup>の確保やその保全・活用に努めます。

### (2) コンパクトなまちづくりの推進

質の高いコンパクトな都市づくりを推進し、中心市街地の魅力と活力の向上を図ります。

また、特別用途地区<sup>6</sup>制度などを活用し、地区の特性にふさわしい効率的な都市構造を目指します。

### (3) 地籍調査<sup>7</sup>の推進

土地境界及び権利関係を明確化するため、地籍調査を推進します。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
地域の特性を活かした個性的で快適なまちづくりが行われていると感じる市民割合	14.7%	19.7%	個別	◎	◎	◎
【考え方】土浦らしさを創出する適正な土地利用への取組成果を表す指標です。市民の理解と合意のもとで各種都市計画及び開発許可等が適切に実施されることにより、5%の満足度向上を目標とします。						
地籍調査の成果の登記完了率	90.1%	93.4%	国県	○	○	◎
【考え方】土浦市内の土地の高度かつ合理的な利用への取組状況を表す指標です。民間委託等による効率的な調査の実施を目指します。						

<sup>5</sup> 農用地 土地改良法において、耕作の目的・主に家畜の放牧の目的・養畜の業務のための採草目的に供される土地。

<sup>6</sup> 特別用途地区 都市計画法で定められた地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区をその特性に応じて有効に利用するために定められる地区。地方公共団体の条例によって建築物の制限を強化したり、国土交通大臣の承認を得て用途を緩和したりすることができる。

<sup>7</sup> 地籍調査 土地登記簿の一区画ごとの土地の、所有者・地番・地目・境界を確認し、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作る調査。市町村など地方公共団体が行う。

## 主要事業

事業名	事業の概要
適正な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな都市計画マスタープラン<sup>8</sup>の策定</li><li>・区域区分や地域地区の見直し</li><li>・地区計画等の導入</li><li>・地籍調査の推進</li></ul>

## 施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○耕地課

<sup>8</sup> 都市計画マスタープラン 都市計画法（第18条の2）に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市計画の総合的、長期的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるもの。



## 現状と課題

- 本市の幹線道路は、常磐自動車道、一般国道6号、125号、354号及び主要地方道などが市内を縦・横断し、東京をはじめとする首都圏の主要都市や県内都市間を結ぶ重要路線となっています。
- 首都圏や県内外の主要都市と本市を結んでいる常磐自動車道、一般国道6号、125号、354号は、主要な幹線道路であるとともに、災害時の緊急輸送路としても重要な路線です。
- 国道354号土浦バイパスは、平成23年2月に全線供用開始し、国道6号牛久土浦バイパスも、同年11月に一部区間が開通しておりますが、未供用区間の早期事業着手や土浦バイパスの暫定2車線区間の4車線化が課題となっています。
- 市道については、延長約1,506kmのうち改良済延長が約691km（改良率45.9%）にとどまっているほか、舗装済延長は約1,152km（舗装率76.5%）となっています。
- 都市計画道路については、46路線の計画決定に対して、整備済延長は59,744mで58.1%の整備率となっています。
- 市内では、スプロール現象<sup>1</sup>や郊外型店舗の増加による交通混雑、渋滞、騒音、排気ガスなどの様々な都市交通問題や環境問題が発生しており、総合的な交通体系の構築や厳しい財政状況下での効率的な整備方策が課題となっています。
- 道路は、地域の振興や産業の活性化、地域環境の向上に幅広い役割を果たすため、各市街地間をネットワークするとともに、田園地域を含めた道路ネットワークの形成を図る必要があります。
- バリアフリー化に対応した道路、安心で安全な道路が求められており、舗装修繕や危険箇所等の補修など早急な対策を講じる必要があります。また、地域や利用者による道路環境美化活動への取組も必要です。
- 自転車事故が増加する中、安心・安全な自転車の通行空間の確保やそのネットワーク化を進める必要があります。

<sup>1</sup> スプロール現象 都市が無秩序に拡大していく現象のこと。



■道路整備の状況

(平成22年4月1日現在)

区 分	路線数 (本)	延長 (m)	舗 装	
			延長 (m)	舗装率 (%)
総 数	6,882	1,635,270	1,277,194	78.1
内 訳	市 道	6,858	1,148,160	76.32
	県 道	20	72,633	97.44
	国 道	3	48,875	100.00
	高速自動車道	1	9,386	100.00

資料：道路課

■市道の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	路線数 (本)	実延長 (m)	改 良		舗 装	
			延長 (m)	改良率 (%)	延長 (m)	舗装率 (%)
一 級	57	95,149	80,643	84.75	95,143	99.99
二 級	34	44,575	35,287	79.16	43,916	98.52
一 般	6,792	1,366,744	575,681	42.12	1,013,192	74.13
合 計	6,883	1,506,468	691,611	45.91	1,152,251	76.49

資料：道路課



木田余神立線

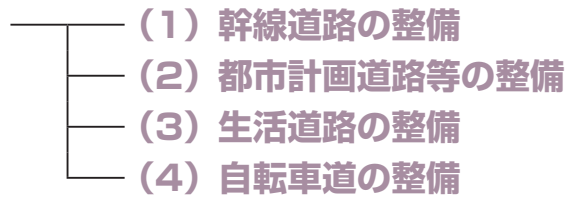
■都市計画道路の状況(市域分)

(平成24年4月1日現在)

路線番号	路線名	幅員(m)	決定延長(m)	整備済延(m)	整備率(%)
3・4・1	神立停車場線	18	370	0	0.0
3・4・2	中貫白鳥線	18	4,490	4,020	89.5
3・5・3	木田余神立線	12	2,390	1,288	53.9
3・4・4	中貫神立線	16	2,450	0	0.0
3・4・5	川口下稲吉線	16	5,110	5,110	100.0
3・3・6	土浦新治線	25	12,020	7,800	64.9
3・4・7	中高津中貫線	16	6,400	420	6.6
3・4・8	真鍋神立線	16	5,500	760	13.8
3・4・9	真鍋町線	16	350	350	100.0
3・4・10	真鍋神林線	16	1,500	1,500	100.0
3・3・11	荒川沖木田余線	25	9,200	8,557	93.0
3・3・12	川口田中線	25	2,500	2,046	81.8
3・6・13	駅前東崎線	9.5	560	0	0.0
3・3・14	駅前川口線	22	300	138	46.0
3・4・15	田宿中城線	16	510	0	0.0
3・4・16	土浦駅西通り線	16	750	130	17.3
3・4・17	穴塚大岩田線	20	5,650	2,241	39.7
3・4・18	大和上高津線	16	3,900	3,150	80.8
3・4・19	桜ヶ丘大岩田線	16	2,450	2,450	100.0
3・4・20	阿見学園線	20	3,730	3,730	100.0
3・3・21	荒川沖駅前西通り線	26	360	286	79.4
3・3・22	荒川沖駅前東通り線	26	470	470	100.0
3・4・23	下坂田線	18	480	0	0.0
3・5・29	並木線	12	670	670	100.0
3・2・30	土浦駅東学園線	32.5	5,250	2,060	39.2
3・4・31	下高津桜町線	16	650	0	0.0
3・4・32	中央立田線	18	850	0	0.0
3・4・33	木田余線	16	920	920	100.0
3・5・34	東台御りょう線	12	1,340	1,340	100.0
3・3・35	土浦阿見線	25	2,820	2,820	100.0
3・4・38	田村沖宿線	16	2,550	2,550	100.0
3・4・39	今泉線	16	600	600	100.0
3・4・40	今泉大畑線	16	2,240	2,240	100.0
3・5・41	木田余池下線	12	460	460	100.0
3・2・42	牛久土浦線	30	4,130	0	0.0
3・4・43	常名虫掛線	16	2,000	0	0.0
3・5・46	真鍋並木線	12	2,500	0	0.0
3・3・49	荒川沖寺子線	26	70	70	100.0
3・5・53	小松大岩田線	13	1,230	587	47.7
3・3・58	土浦千代田線	27	1,000	0	0.0
3・4・59	中貫下稲吉線	16	160	0	0.0
3・4・61	高岡下大島線	17	1,650	771	46.7
7・5・1	大和桜線	12	140	140	100.0
7・5・3	神立駅前西通り線	15	130	0	0.0
8・6・1	有明大和線	10	70	70	100.0
8・7・2	神立駅東西自由通路線	6	40	0	0.0
46路線			102,910	59,744	58.1

資料：都市計画課

## 高質な都市基盤の整備



## 施策の内容

### (1) 幹線道路の整備

幹線道路の体系的な整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図ります。

また、広域幹線である国道6号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線などの整備促進により、広域的な交流や地域間アクセスの向上、緊急避難路や緊急輸送路の確保を図ります。

### (2) 都市計画道路等の整備

現在、事業化されている国施行1路線と県施行2路線、市施行7路線の計画的な整備を推進するとともに、新規路線の整備を進めます。

また、おおつ野地区から神立東地区を連結する田村沖宿線の延伸整備を図ります。

さらに、真鍋地区と市営斎場及び新治地区とのアクセス向上を目指し、真鍋神林線の延伸整備を図ります。

長期未着手の路線については、総合交通体系調査の結果を踏まえ再検討を進めます。

### (3) 生活道路の整備

安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭隘な生活関連道路を改良及び舗装整備するとともに、踏切部の歩道や交通安全施設の整備を推進します。また、道路整備に当たっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮した道路環境の向上に努めます。

### (4) 自転車道の整備

霞ヶ浦自転車道については、つくばりんりんロードと連絡を図り、中心市街地、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、小町の里などのネットワーク化を促進します。

また、自転車歩行者道<sup>2</sup>、自転車専用レーン等の自転車交通空間を整備し、市街地や公共施設を結ぶ自転車交通ネットワークの形成を目指します。

<sup>2</sup> 自転車歩行者道 日本の道路法令道路構造令の用語で、「専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分」(令第2条第1項第3号)のこと。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
都市計画道路の供用率	79.1%	84.0%	個別	○	○	◎
【考え方】幹線道路の供用状況を表す指標です。社会情勢等により道路整備事業費が減少するなか、広域道路などの整備において当初から完成形で整備するのではなく、暫定供用し、少ない費用で早期に効果を上げる整備を行います。早期整備により暫定整備率 84.0% を目標とします。						
市道改良率	45.91%	47.91%	個別	○	○	◎
【考え方】住みやすいまち実現の基礎となる生活道路の整備状況を表す指標です。年間整備延長 6,000 m の堅持により、改良率 2% 増を目標とします。						
市道歩道整備率	7.39%	7.59%	個別	○	○	◎
【考え方】住みやすいまち実現の基礎となる生活道路の整備状況を表す指標です。市道の年間改良予定 6,000 m の 1 割にあたる 600 m の歩道整備を目標とします。						

## 主要事業

事業名	事業の概要
幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 6 号土浦バイパス 4 車線化の整備促進</li> <li>・国道 6 号牛久土浦バイパス未供用区間の整備促進</li> <li>・土浦新治線や国道 354 号バイパスの整備促進</li> </ul>
小野土浦線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虫掛・坂田間及び坂田藤沢間の整備</li> </ul>
都市計画道路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穴塚大岩田線の整備促進</li> <li>・荒川沖木田余線整備事業</li> <li>・川口田中線整備事業</li> <li>・木田余神立線整備事業</li> <li>・神立停車場線整備事業</li> <li>・常名虫掛線整備事業</li> <li>・真鍋神林線延伸整備事業</li> <li>・田村沖宿線延伸整備事業</li> <li>・高岡下大島線の整備促進</li> </ul>
生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路新設改良事業</li> <li>・通学路・生活道路の歩道の整備</li> <li>・県道牛渡馬場山土浦線歩道整備の促進</li> </ul>
自転車道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦自転車道の整備促進</li> <li>・自転車歩行者道路の整備</li> <li>・自転車専用レーンの設置</li> </ul>

## 施策を推進する主な所管部署

○行政経営課 ○道路課 ○都市計画課 ○公園街路課

# うるおいのある河川・公園の整備

## 現状と課題

- 河川は、市民生活や生産活動と密接に結びつくとともに、水と緑の自然環境を構成する重要な要素となっております。一方、近年では、豪雨に伴う都市部での排水が問題となっており、その流末となる河川の改修が大きな課題となっております。
- 本市を流れる一級河川は、桜川をはじめとして8河川、総延長約38kmで、順次、改修事業が進められていますが、未整備区間も多く残っており、今後とも計画的に河川改修を促進していく必要があります。
- 橋梁については、241橋があり、災害時における緊急輸送路としての橋梁の耐震補強や市民生活の利便や交通安全の確保を図るため、早急な整備が必要となっております。
- 公園・緑地は、人々にうるおいと安らぎをもたらし、市民が集い、生涯学習や健康づくり、安全な遊び場として重要な役割を担っています。
- 本市の公園・緑地の設置状況は、都市公園52カ所、85.85ha が開設され、市民一人当たりの都市公園面積は6㎡で、県内平均8.7㎡を下回っています。
- 市街地におけるオープンスペースの確保、スポーツ・レクリエーションの場、心身の健康増進の場、地球温暖化の防止、防災拠点等多様な面から公園、緑地の確保と均衡ある配置が必要です。
- 市街地に隣接する霞ヶ浦や桜川などの水辺空間については、市民から利活用が求められています。また、水郷筑波国定公園の玄関口である霞ヶ浦に面する土浦港やその周辺地区については、水辺空間を活かした土地利用が必要です。

### ■河川の改修状況

(平成24年4月1日現在)

河川名	市内延長 (m)	改修箇所	改修延長 (m) (23年度まで)	改修率 (%)
乙戸川	3,250	両岸	1,620	49.9
花室川	4,650	両岸	4,650	100.0
備前川	3,800	両岸	3,800	100.0
上備前川	2,830	両岸	2,830	100.0
桜川	13,000	両岸	13,000	100.0
新川	2,400	両岸	1,440	60.0
天の川	6,730	両岸	6,730	100.0
境川	1,550	両岸	1,150	74.0

資料：茨城県

### ■橋梁の整備状況

(平成24年4月1日現在)

区分	本数 (本)	延長 (m)
木橋	5	68
永久橋	236	5,532
合計	241	5,600

資料：道路課



## ■都市公園の整備状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	計画面積 (h a)	開設施設数	開設面積 (h a)	整備率 (%)	
住区基幹公園	街区公園	11.46	37	11.46	100.00
	近隣公園	12.70	7	10.70	84.25
	地区公園	8.04	2	8.04	100.00
都市基幹公園	総合公園	64.90	2	45.10	69.49
	運動公園	32.73	2	7.33	22.40
	風致公園	3.02	1	3.02	100.00
緑 地	0.20	1	0.20	100.00	
合 計	133.05	52	85.85	64.52	

資料：公園街路課

## ■都市公園以外の公園・緑地

(平成24年4月1日現在)

施設数	面積
198 ヲ所	34.41 h a

資料：公園街路課

## 施策の体系

### うるおいのある河川・公園の整備

- (1) 河川・橋梁の整備
- (2) 公園・緑地の整備
- (3) 緑地及び平地林、斜面林の保全
- (4) 緑化の推進
- (5) 運動公園の整備
- (6) 良好な水辺空間の整備

## 施策の内容

### (1) 河川・橋梁の整備

自然環境保全との整合性を図った景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら河川改修・橋梁の整備を促進します。

乙戸川、境川、新川などの河川改修を促進するとともに、橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、延命化を図ります。

### (2) 公園・緑地の整備

霞ヶ浦総合公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図るとともに、宍塚大池周辺や霞ヶ浦湖岸、桜川沿いなどのまとまりのある緑地や本市の特色である水辺環境を活かした公園・緑地の整備・維持管理に努めます。

### (3) 緑地及び平地林、斜面林の保全

市民緑地などの制度を活用し、まとまりのあ

る平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市の緑地として積極的に活用し整備を推進します。

### (4) 緑化の推進

公共施設、道路、河川など公共空間の緑化の推進を図るとともに、地域ぐるみで家庭・事業所など私有地の緑化を促進するため、生垣の助成等を活用した豊かな緑の創出を図ります。

### (5) 運動公園の整備

土浦市総合運動公園基本計画に基づき、川口運動公園の機能向上を図るとともに、常名運動公園及び新治運動公園については、市民の意向や需要を踏まえ、機能分担、さらには広域避難施設等の防災面にも配慮しながら整備を進めます。

## (6) 良好な水辺空間の整備

霞ヶ浦や桜川などの河川を活用し、水辺を活かしてまちづくりに結びつけるかわまちづくりを推進します。

### 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
長寿命化修繕計画に指定された橋梁（35橋）の修繕実施件数	0件	25件	個別	△	△	◎
【考え方】長寿命化修繕計画に基づいた取組状況を表す指標です。橋梁長寿命化修繕事業により、25橋の修繕工事を目標とします。						
市民一人当たりの公園面積	6㎡/人	7㎡/人	個別	○	○	◎
【考え方】うるおいのある公園・緑地の整備への取組成果を表す指標です。継続的な公園の整備の推進により、市民一人当たり7㎡を目標とします。						
生垣奨励補助件数	151件	201件	個別	◎	○	◎
【考え方】緑化推進の取組成果を表す指標です。防災面から生垣の設置を奨励しております。						
公園の里親制度 <sup>1</sup> 認証団体数	0団体	15団体	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民参加型の公園管理の実現状況を表す指標です。市民から募集した里親の数を平成29年度までに15団体とすることを目標とします。						

### 主要事業

事業名	事業の概要
河川・橋梁の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜川の浚渫要望及び乙戸川、境川、新川などの整備促進</li> <li>橋梁長寿命化修繕事業</li> </ul>
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤池公園整備事業</li> <li>東城寺緑地整備事業（採石場跡地）</li> <li>穴塚大池周辺緑地活用事業</li> </ul>
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生垣設置奨励補助事業</li> </ul>
運動公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>常名運動公園整備事業</li> <li>新治運動公園整備事業</li> </ul>
良好な水辺空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>かわまちづくり計画策定事業</li> <li>かわまちづくり計画に基づく施策の実施</li> <li>川口二丁目広場周辺整備事業</li> </ul>

### 施策を推進する主な所管部署

○農林水産課 ○道路課 ○都市計画課 ○公園街路課

<sup>1</sup> 公園の里親制度 公園および緑地等の環境美化活動について、住民が里親となってボランティアで管理する制度。



## やさしく利便性の高い公共交通体系の構築

## 現状と課題

- 利用しやすい魅力ある公共交通体系を構築するため、平成21年度に地域公共交通総合連携計画を策定し、平成23年度にコミュニティ交通<sup>1</sup>の試験運行を開始しました。今後は、試験運行の利用状況を注視しつつ、市民の多様な活動を支える移動手段の確保が課題となっています。
- 本市の公共交通機関は、JR常磐線、路線バス網、まちづくり活性化バス及びのりあいタクシー<sup>2</sup>からなっています。JR常磐線は、東京方面、水戸方面を結ぶ幹線となっていますが、新型車両や特別快速車両の導入により利便性の向上が図られています。現在は、東京駅乗り入れの実現の際に、乗り入れ本数の確保を図るなど、輸送力の増強が課題となっています。
- JR常磐線3駅の1日当たりの平均乗車人員数は、平成23年度29,789人で、このうち土浦駅の乗車数は16,055人となっています。
- 路線バスは、平成24年4月1日現在3社47系統が運行されておりますが、近年は、利用者数が減少傾向にあります。一方、施設移転等に伴い、路線の拡充が図られている地区もあります。
- 路線バスは、高齢化が進む中で、広く市民の足として利用促進を図るとともに、路線の維持・確保等、サービス向上を図っていく必要があります。また、中心市街地の活性化を目的としたまちづくり活性化バス、高齢者の移動手段の確保を目的としたのりあいタクシー及び公共交通不便地域の解消を目的としたコミュニティ交通の利用と運行の充実を促進する必要があります。
- つくばエクスプレスつくば駅との連絡強化をはじめとした広域的な公共交通ネットワークの構築が求められています。

<sup>1</sup> コミュニティ交通 地方自治体が公共交通のない場所や、不便な住宅地区などの交通の空白を埋める目的で運行させる路線バスのこと。

<sup>2</sup> まちづくり活性化バス、のりあいタクシー 茨城県土浦市で運行しているコミュニティバスで、特定非営利活動法人「まちづくり活性化土浦」が実施者として運行している路線定期運行の乗合バス・乗合タクシーである「キララちゃん」のこと。

## ■常磐線駅別1日当たり平均乗車人員の推移

(単位：人)

区分	年度	19	20	21	22	23
土浦駅		17,524	17,277	17,053	16,497	16,055
神立駅		5,536	5,574	5,313	5,283	5,289
荒川沖駅		9,467	9,296	9,016	8,674	8,445
合計		32,527	32,147	31,382	30,454	29,789

資料：JR東日本(都市計画課調べ)

## ■路線バス利用者数(乗車人員)の推移

(単位：人)

会社名	年度	19	20	21	22	23
JRバス関東		507,204	435,445	404,603	518,579	367,986
関東鉄道		3,967,109	3,901,295	3,683,487	3,558,102	3,356,400
関鉄観光バス		160,607	151,580	91,032	99,526	102,091
計		4,786,737	4,728,909	4,179,122	4,176,207	3,826,477

資料：各バス事業者(都市計画課調べ)

## 施策の体系

やさしく利便性の高い  
公共交通体系の構築



## 施策の内容

### (1) 公共交通体系の構築

高齢化の進展、環境問題や市街地の活性化、公共交通不便地域の解消に対応するとともに、人と環境にやさしい、活力ある公共交通体系の構築を図ります。

路線バスは高齢化が進む中で、広く市民の足として、路線の維持及び本数を確保し、適切なサービスの充実を図るとともに、新たな交通需要が見込める路線については、新規路線の開設を促進します。

また、中心市街地の活性化を目的としたまちづくり活性化バス、高齢者の移動手段の確保を目的としたのりあいタクシー及び公共交通不便地域の解消を目的としたコミュニティ交通の利用促進を図ります。

### (2) JR常磐線の輸送力増強

東京駅乗り入れ本数の確保に向けた要望を行い、JR常磐線の利用促進とともに、輸送力の増強を図ります。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
公共交通に対する市民の満足度	21.6%	25.0%	個別	○	◎	◎
【考え方】公共のバス路線や鉄道などの交通網に「満足」又は「やや満足」と感じる市民の割合を25%まで引き上げることを目標にします。						
常磐線1日あたり平均乗車人数 (市内3駅の合計)	29,789人	30,000人	個別	◎	◎	◎
【考え方】常磐線の輸送力を示す指標です。TXの開通により年々減少傾向ですが、東京駅乗り入れによる利便性向上により、現状値程度に回復することを見込みます。						

## 主要事業

事業名	事業の概要
公共交通体系の構築	・地域公共交通総合連携計画の施策の推進
JR常磐線の輸送力増強	・東京駅乗り入れ本数確保の要望 ・JR常磐線の利用促進

## 施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○商工観光課 ○都市計画課

## 現状と課題

- 本市の通信基盤は、無線によるインターネットは市内全域で利用可能となっています。一方、有線によるインターネットはケーブルテレビや光ファイバーなどにより整備が進められておりますが、さらに、市内全域を対象とした環境整備を進める必要があります。
- 全ての市民が情報化の利便性を享受できるように、ブロードバンド未整備地域の解消を図ることが重要となっています。

## 施策の体系

## 市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化する情報基盤の整備 —— (1) 情報通信基盤の整備促進

## 施策の内容

## (1) 情報通信基盤の整備促進

地域間の情報通信格差を是正し、産業の振興と市民生活の利便性向上に資するという観点から、情報通信基盤を整備促進します。

## 施策を推進する主な所管部署

- 行政経営課

